

重要事項説明書

介護保険（訪問看護・予防訪問看護）・医療保険 共通

医療法人社団 五誓会 あさひ病院

訪問看護部

当事業所は利用者に対して訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 五誓会
代表者氏名	兵頭 建樹
本社所在地	〒673-0033 兵庫県明石市林崎町2丁目1番31号 (TEL) 078-924-1111 (FAX) 078-924-0121
法人設立年月日	平成 18年 10月 1日

2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あさひ病院
介護保険指定 事業所番号	2812006035
事業所所在地	兵庫県明石市林崎町2丁目1番31号
連絡先 相談担当者名	(TEL) 078-924-1111 (FAX) 078-924-0121 訪問看護部 担当：中谷 公彦
事業所の通常の 事業の実施地域	明石市内（市外：応相談）

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（但し、祝日及び12月30日～1月3日は除く）
営業時間	平日 9時00分～17時00分 土曜 9時00分～13時00分 ※上記営業時間ほか、電話などにより24時間常時連絡が可能な体制をとっております。事務的なご用件につきましては、営業時間内にご連絡ください。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～金曜日（但し、祝日及び12月30日～1月3日は除く）
サービス提供時間	平日 9時00分～16時00分

(4) 事業所の職員体制

管理者	管理者 中谷 公彦
-----	-----------

職	人員	備考
管理者	1名	正看護師
看護師	3名	常勤2名（管理者含む） 非常勤1名

(5) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、快適な在宅療養が継続できるように努める。
運営の方針	関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービス提供に努める。

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

① 健康状態の観察・健康相談

（血圧・体温・呼吸・脈拍の測定、病状の観察と助言、心の健康と助言チェック（生きがいつくりなど））

② 日常生活の看護

（身体の清潔のケア、食事・排泄のケア、寝たきり・床ずれ予防のケア）

③ リハビリテーション

（体位変換・関節などの運動、日常生活動作の訓練（食事、排泄、移動、歩行など）
拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練）

④ 認知症の看護

（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言など）

⑤ 医師の指示による医療処置

（床ずれなどの処置、留置カテーテルなどの管理、服薬指導・管理、その他医師の指示による処置など）

⑥ ターミナルケア

⑦ 介護予防

（低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイスなど）

⑧ その他のサービス

（介護者の相談及び精神的援助、福祉サービスの紹介、介護用品の利用相談など）

(2) 提供するサービスの利用料について

本料金は以下の通りであり、利用者がお支払いいただく負担金は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の金額をご負担いただきます。

【訪問看護サービス】

サービス内容 一回当たりの所要時間	基本料金 ※（注1参照）	利用者負担金 ※（注2）参照		
		自己負担金1割	自己負担金2割	自己負担金3割
30分未満	4157円	416円	832円	1248円
30分～1時間	5981円	599円	1197円	1795円
1時間～1時間30分	8794円	880円	1759円	2639円

R7年5月

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【介護予防】

サービス内容 一回当たりの所要時間	基本料金 ※（注1参照）	利用者負担金 ※（注2）参照		
		自己負担金1割	自己負担金2割	自己負担金3割
30分未満	3980円	398円	796円	1194円
30分～1時間	5762円	577円	1153円	1729円
1時間～1時間30分	8481円	849円	1697円	2545円

R7年5月

【医療保険】30～90分 1日1回、週3回の利用制限あり

サービス内容	基本料金 ※（注1参照）	利用者負担金 ※（注2）参照		
		自己負担金1割	自己負担金2割	自己負担金3割
週3日まで	5800円	580円	1160円	1740円
週4日目以降	6800円	680円	1360円	2040円

R7年5月

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に下記の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本料金 ※（注1参照）	利用者負担金 ※（注2）参照		
			自己負担金1割	自己負担金2割	自己負担金3割
初回加算	新規の利用者 へサービス提 供した場合(1 月につき)	3126円 (退院日当日の 場合3647円)	313円	626円	938円

R7年5月

- * 地域区分別の単価（6級地 10.42円）を含んでいます。
- * 緊急時訪問管理加算をしていない方に緊急訪問した場合は、その都度利用料を頂きます。
- * 介護保険利用でサービス提供する地域にお住まいの方は、交通費・駐車料金は訪問看護費に含まれています。
- * キャンセル料は基本的にはいただきませんが、サービスを中止する場合は前日までにご連絡ください。
- * 保険外（自費）のサービスを利用した際は、医療報酬又は介護報酬に基づく額の10割をお支払い頂きます。
- * その他、処置に要した備品にかかる費用については実費を徴収します。
- * 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。

（3）お支払い方法

1ヶ月ごとに、利用月の翌月にあさひ病院より請求いたします。

お支払いの確認をされましたら、領収書をお渡ししますので必ず保管されますようお願いいたします（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります）。

※利用料、利用者負担額（介護保険を適応する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにも関わらず、支払い期限から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払いいただくことがあります。

サービス利用するに関する留意事項

- （1） 訪問看護スタッフの指名はできかねます。
- （2） 訪問時間については予め定めさせていただきますが、他利用者様の病状や交通状況により訪問時間が前後することがあります。その際にご連絡させていただきます。
- （3） 看護サービス内容については、状態により必要なケアを提供させていただきます。その

為、状態によりサービス提供時間が長短する場合があります。予めご了承ください。

- (4) 訪問看護サービス実施のために必要な備品（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。
- (5) 訪問看護職員は、ご利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。
 - ① 主治医の指示による医療行為以外の医療行為
 - ② 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
 - ③ 利用者又は家族の金銭・預貯金通帳・証書・書類等の預かり
 - ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
 - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（使用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

4. サービス利用に関する禁止行為

- (1) 暴力又は乱暴な言動・誹謗中傷などの迷惑行為
 - ① 物を投げつける、脅す
 - ② 怒鳴る、奇声、大声を発する、土下座を強要する
 - ③ 刃物を向ける、刃物をちらつかせる、服を引きちぎる、手を払いのける
 - ④ 体にぶつかる、手などで体を押す
 - ⑤ インターネット等の公共の場において誹謗中傷を行う。
 - ⑥ 事業所の許可なく、利用者本人以外の写真や動画の撮影、録音を行うこと
また、その写真や動画、録音等をインターネット等に掲載すること
 - ⑦ その他当事業所が社会通念上不当であると判断する要求行為 など
- (2) セクシャルハラスメント
 - ① 体を触る、腕を引っ張る、抱きしめる
 - ② ノード写真等卑猥な画像、動画を見せる
 - ③ 事業所職員が卑猥であると感じる言葉をかける、行為を行う
 - ④ 自宅の住所や電話番号を聞く など
- (3) その他
 - ① 不当に事業所に長時間居座るなど、事業所が迷惑だと感じる一切の行為
 - ② その他事業所及び事業所職員への一切のストーカー行為、暴力行為、ハラスメント行為 など

5. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故や急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急医療機関、居宅介護事業所、地域包括支援センター等に連絡し必要な

措置を講じます。

医療機関等	病院名/主治医名： 電話番号：
緊急時連絡先	氏名： 続柄： 住所： 電話番号：

6. 社会情勢及び天災

- (1) 出来る限り早期の復旧を目指し、通常のサービス提供が行えるよう努めます。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービスの提供が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (3) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービス提供が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者・事業所は負わないものとします。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中谷 公彦
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該当事業者従業員または擁護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. サービス提供の記録

- (1) 訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを

提供した日から5年間保存します。

- (2) 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

9. 個人情報の保護

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 従事者が得た利用者の個人情報については、サービス担当者会議・事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- (3) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (4) 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市役所等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応いたします。

【事業所相談窓口】 あさひ病院 訪問看護部	所在地 兵庫県明石市林崎2丁目1番31号 電話番号 078-924-1111 管理者 中谷 公彦 受付時間 9時00分～17時00分（土日祝除く）
【市町村窓口】 明石市 福祉局 高齢者総合支援室	所在地 兵庫県明石市中崎1丁目5-1 電話番号 078-918-5091 FAX 番号 078-919-4060 受付時間 9時00分～17時15分（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険 団体連合	所在地 兵庫県神戸市中央区三宮町 1丁目9番1-1801号 電話番号 078-332-5617 受付時間 8時45分～17時15分（土日祝は休み）

年 月 日

当事業所は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

【事業者】

事業者名称：医療法人社団 五誓会 あさひ病院

事業者住所：明石市林崎町 2 丁目 1-31

説明者： 藤原 有里 印

【利用者】

私はサービス内容及び重要事項について文章に基づいて、事業者から説明を受けました。

(ご本人)

氏名： _____ 印

住所： _____

(代理人の場合)

氏名： _____ 印 (本人との続柄 _____)

住所： _____